

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第10号

福岡県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関及び指定代理金融機関を変更したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により、次のように告示する。

令和6年8月1日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

- 1 指定金融機関 株式会社福岡銀行
- 2 指定代理金融機関 株式会社西日本シティ銀行